

用語の説明

| 用語 | 説明 |
|-----------------------|---|
| IPCC | <p>1988年に、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された組織。国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略で、参加国のコンセンサスに基づき意思決定を行う政府間組織である。IPCCの各報告書は、参加国がコンセンサスで承認・採択している。従って、IPCCの報告書は各国が承認採択した最新の科学的知見として、UNFCCC(国連気候変動枠組条約)をはじめとする国際交渉や国内政策のための基礎情報として世界中の政策決定者に引用されているほか、一般にも幅広い層から参照されている。また、IPCCは設立以来、政策的に中立であり特定の政策の提案を行わない、という科学的中立性を重視している。</p>  |
| IPCCによる報告書 | <p>IPCCは設立以来、活動の核として、5~7年毎にその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、その結果をまとめた「IPCC評価報告書」を作成・発表してきた。1990年の第1次評価報告書(FAR)は1992年UNFCCCの採択・1994年の発効を強力に後押し、1995年に第2次評価報告書(SAR)、2001年に第3次評価報告書(TAR)、2007年に第4次評価報告書(AR4)、2013年~2014年にかけて第5次評価報告書(AR5)を発表してきた。2015年10月からは、第6次評価報告書(AR6)の作成プロセスが始まっている。そのほか、IPCCガイドライン、各種報告書(特別報告書、方法論報告書、技術報告書)を発表している。</p> |
| UNFCCC | <p>気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change)の略称。地球温暖化対策に世界全体で貢献していくことを定めた国際的な条約。国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として1992年5月に採択され、6月にリオデジャネイロで行われた地球サミットで150カ国以上が署名、1994年3月に発効した。日本は1993年に批准している。この条約は地球温暖化防止についての枠組を規定したものであり、具体的な削減義務までは規定されていない。削減義務等については条約の締約国が集まって開催される締約国会議(COP:Conference of the Parties)に委ねられている。</p>  |
| インベントリ | <p>「温室効果ガス排出・吸収目録」、「温室効果ガスインベントリ」、「GHGインベントリ」とも呼ばれる。ある国や地域(自治体)、組織が1年間に排出・吸収する温室効果ガスについて、どのようなガスの種類があるか、どのような活動が起因しているかなどを示す一覧のこと。国連気候変動枠組条約(UNFCCC)で先進国(附属書I国)に毎年の作成が義務付けられており、この値をもって気候変動対策を進めるため、MRV(Measure:測定、Report:報告、Verify:検証)する仕組みの高精度化が図られている。日本では国立研究開発法人 国立環境研究所が作成を担当している。日本は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の規定に基づき、日本における温室効果ガス排出・吸収量や気候変動対策・施策の実施状況、気候変動に関する開発途上国への支援状況等の情報を取りまとめ、定期的にUNFCCC事務局に「日本国温室効果ガスインベントリ報告書(GHGガスインベントリ)」として提出・報告している。</p> |
| GHG | <p>GHGとは、温室効果ガス(Greenhouse Gas)の略で、大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながる。温室効果ガスには様々なものがあるが、人間の活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO2)やメタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、フロンガスがある。</p> |
| J-クレジットの方法論(FO-001など) | <p>排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの。技術分野は、エネルギー分野(EN)、工業プロセス(IN)、農業(AG)、廃棄物(WA)、森林(FO)の5分野があり、森林管理プロジェクト(FO)に適用される方法論は、①森林経営活動(FO-001)、②植林活動(FO-002)、③再造林活動(FO-003)の3方法論がある。【添付資料-3】「現行のJ-クレジットのスキーム(方法論の内訳)」参照 このうち森林経営活動(FO-001)は、J-VER制度の「持続可能な森林経営促進型」方法論及び「間伐促進型」方法論をベースとして一体化した方法論であり、(仮称)砂防林保全活動(SA-001)とは、砂防フロンティア整備整備推進機構の自主研究にて検討を進めている新しい方法論である。</p> |
| Jブルークレジット | <p>海洋生物によって大気中のCO2が取り込まれ、海草やマングローブ、塩性湿地等の海洋生態系内に吸収・貯留された炭素(ブルーカーボン)が陸域で吸収・貯留される炭素(グリーンカーボン)と同様に重要であることが示された。豊かな海洋生態系を有する日本においては、カーボンニュートラル達成に向けた有力な取組として、ブルーカーボンの活用に大きな期待が寄せられている。このブルーカーボンを定量化して取引可能なクレジットにしたものがJブルークレジットである。現在のところ、ブルーカーボンは日本国の温室効果ガスインベントリの範囲外のため、J-クレジットの対象となっていない。このため、国土交通省港湾局では、ブルーカーボンを吸収源として活用していくため、2019年(R01)に「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を設置し、ブルーカーボン生態系の活用等によるCO2吸収源対策に取り組みはじめた。国土交通大臣認可法人である「ジャパブルーエコノミー技術研究組合(JBE:2020年(R02)7月設立)は、「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」の審議等を踏まえ、国土交通省と連携し、新たな排出量取引制度としてJブルークレジット制度を独自に運用している。なお、2013年(H25)に作成されたIPCC湿地ガイドラインでは沿岸湿地における排出・吸収量の算定方法が提示されており、マングローブ、湿地・干潟、海草藻場・海藻藻場を対象に、人為的影響によるブルーカーボン生態系からの炭素の排出・吸収量の算定、対象の活動量データ(統計データ)の確保や算定方法の学術的裏付けがされる等の作業が済んだ生態系から2023年(R05)提出以降の温室効果ガスインベントリに順次反映できるように、関係者での議論・作業を進めているところである。</p> |